公益社団法人鳥取県観光連盟役員の報酬及び費用に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「連盟」という。）の定款第２９条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）役　　員　定款第２３条に規定する理事及び監事をいう。
（２）常勤役員　役員のうち、連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
（３）報　　酬　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１３号に規定する報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
（４）費　　用　職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

（報酬の支給）
第３条　役員のうち、常勤役員及び監事（税理士又は公認会計士の資格を有する者に限る。以下同じ。）には、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
２　常勤役員に支給する報酬は、別表第１に掲げる月額報酬及び別表第２に掲げる期末報酬とする。ただし、県等から派遣された常勤役員の報酬は、派遣元の基準により、会長が別に定める。
３　監事に支給する報酬は、別表第３に掲げるとおりとする。
４　常勤役員には、退職手当を支給しない。

（報酬の支給日及び支給方法）
第４条　前条第２項に規定する報酬の支給日及び支給方法は、職員給与規程の例による。
２　前条第３項に規定する報酬は、理事会出席等必要の都度、支給する。

（費　用）
第５条　役員がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給する。また、前払いを要するものについては、前もって支給する。
２　常勤役員の通勤に要する交通費については、職員の通勤手当の例により算出した額を費用として支給する。

（公　表）
第６条　この規程をもって、認定法第２０条第１項に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）
第７条　この規程の改廃は、総会の決議により行う。

（補　則）
第８条　この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附　則
この規程は、公益法人設立の登記の日（平成２５年４月１日）から施行する。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月２４日から施行する。
ただし、令和３年４月１日に遡及適用する。

附　則

この規程は、令和５年６月２７日から施行する。
ただし、令和５年４月１日に遡及適用する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年６月２４日から施行する。
ただし、令和６年４月１日に遡及して適用する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年６月２４日から施行する。
ただし、令和７年４月１日に遡及して適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年６月２９日から施行する。

別表１（第３条関係）

常勤役員の月額報酬表

区　分	支　給　額
月額報酬１	月額　３５７，５００円
月額報酬２	月額　３２１，７００円

別表２（第３条関係）

常勤役員の期末報酬表

支給月	支　給　額
６月	月額報酬に 1,000 分の 1,975 を乗じて得た額
１２月	月額報酬に 1,000 分の 1,975 を乗じて得た額

別表３（第３条関係）

監事の報酬表

区　　分	支　給　額
会計監査の実施	１回につき３０，０００円
理事会又は総会等への出席	１回につき　９，９００円